

令和2年4月27日

指定介護予防・日常生活支援総合事業所
指定居宅介護支援事業所
地域包括支援センター

管理者 様

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る「介護予防・日常生活支援総合事業」
の臨時的な取扱いについて（通知）

各事業所におかれましては新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分留意しつつ、支援を必要とされる方々へのサービス提供を継続していただき、誠にありがとうございます。

やむを得ず休業を行った場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」について下記のとおり取り扱うこととしますので、ご承知ください。

記

~~Q. 介護予防・日常生活支援総合事業において、新型コロナウイルス感染症により休業要請を受け、また、感染防止の観点からやむを得ず自主的に休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、休業期間分を日割りすることが可能か。~~

~~A. 事業所指定効力の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行うことが可能である。~~

~~なお、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、利用者が自主的にサービスを利用しなかった場合においては月額報酬とする。~~

※削除した取扱いについては令和4年2月2日発出通知の取扱いとする。
(3ページ参照)

Q. 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業について、訪問介護や通所介護等に関する臨時的な取扱いと同様の取り扱いとすることは可能か。

A. 可能である。

なお、臨時的な取扱いとする場合は、事前に利用者に対して説明を行い、同意を得ること。

浜田地区広域行政組合

介護保険課 指導係

TEL 0855-25-1520

FAX 0855-25-1506

令和4年2月2日

指定介護予防・日常生活支援総合事業所
指定居宅介護支援事業所
地域包括支援センター

管理者 様

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る「介護予防・日常生活支援総合事業」
の臨時的な取扱いについて（通知）

このことについて、令和2年4月27日付浜田地区広域行政組合管理者通知「新型コロナウイルス感染症に係る「介護予防・日常生活支援総合事業」の臨時的な取扱いについて（通知）」により、やむを得ず休業を行った場合等の「介護予防・日常生活支援総合事業」についての取扱いを示したところですが、やむを得ず休業を行った場合の報酬算定について、令和4年2月サービス提供分から下記のとおり取り扱うこととしますのでご承知ください。

記

新型コロナウイルス感染症により休業要請を受けた場合
感染防止の観点からやむを得ず自主的に休業を行った場合

→ 月の総日数から休業期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分の日割り計算でサービス費の算定を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、利用者が自主的にサービスを利用しなかった場合

→ 月額報酬とする。その際、利用者には、利用回数が減った場合でも月額報酬に対する自己負担額が発生することを説明すること。

浜田地区広域行政組合
介護保険課 指導係
TEL 0855-25-1520
FAX 0855-25-1506